

学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正等に伴う関係規程等の整理に関する規程

(平成26年5月12日 規程第29号)

学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正等に伴い、関係規程等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学学則の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則(平成16年4月7日16経教規則第2号)の一部を次のように改正する。

第85条本文中「第56条」を「第90条」に改める。

第87条第6号中「(学校教育法第56条第1項に規定する者に限る。)」を削る。

第90条第1項第4号中「第56条」を「第90条第1項」に改め、同項第6号中「第92条の3」を「附則第7条」に改め、同項第7号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程(平成16年4月7日16教規程第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第55条の3」を「第89条」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学職員就業規則(平成16年4月7日16経教規則第3号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「第52条」を「第83条」に改める。

(国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程(平成16年4月1日16教規程第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の3」を「第106条」に改める。

(国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程(平成16年4月7日16経教規程第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第67条」を「第102条」に改める。

(国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程(平成16年4月7日16経教規程第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改め、同条第5項中「助教授」を「准教授」に改める。

第10条中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改める。

附 則

この規程は、平成26年5月12日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第6条の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。